

令和6年（2024年）不当労働行為救済申立審査期間の
目標達成状況等の公表

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、令和6年（2024年）における不当労働行為事件の審査の期間目標の達成状況その他の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和7年（2025年）1月16日

熊本県労働委員会会長 村 田 晃 一

- 1 審査の目標期間
申立てから命令書交付までの目標期間を1年としている。

2 目標の達成状況及び審査の実施状況

No.	事件番号	申立年月日	処理 日数	申立事項	終結状況	調査・審問 の回数
		終結年月日				
1	令和3年（不） 第1号	令和3年（2021年）9月10日	915日	①組合員であるが故の不利益取扱いを行った組合員に対する謝罪及び給与・賞与・期末手当の減額分支払い、通常どおりのベースアップ額の回復を行うこと。 ②不誠実団交に対する謝罪を行うこと。 ③支配介入に対する謝罪を行うこと。 ④上記の不当労働行為に対する謝罪及び同様の行為を今後繰り返さないことを約束する旨のポストノーティスを実施すること。	命令書交付（一部救済）	調査 申立人11回 被申立人8回 審問 1回
		令和6年（2024年）3月12日				